

平成19年度第1回新潟市環境審議会環境影響評価検討部会
議事概要

- 1 日時
平成19年9月27日(木)午後2時50分～
- 2 会場
新潟市役所 本館6階第1委員会室
- 3 出席委員(6名)
及川委員, 田口委員, 千葉委員, 藤堂委員, 野中委員, 南委員
- 4 事務局出席者
貝瀬環境部長, 池田環境対策課長, 関根環境対策課長補佐, 松田環境対策課企画係長 ほか

< 開会 >

< 部会長, 部会長代理の選任 >

- | | |
|------|--|
| 関根補佐 | 部会長, 部会長代理が選任されるまで, 及川委員に進行をお願いしたい。 |
| 及川委員 | 審議会の会長ということで, 引き続き進行を執る。
部会長, 部会長代理を決めるということだが, いかがか。

(意見なし) |
| 及川委員 | 事務局から何か案はあるか。 |
| 池田課長 | 部会長を及川委員に, 部会長代理を千葉委員をお願いしたいが, いかがか。

(異議なし) |

< 議事 >

- | | |
|-------|----------------------------|
| 及川部会長 | 内容について, さらに事務局より説明をお願いしたい。 |
| 松田係長 | (部会資料1に基づき説明) |

及川部会長	平成21年4月に条例を交付し，平成22年4月1日に完全施行ということか。
松田係長	はい。
及川部会長	年度内にこの部会を4回開き，素案をまとめるとのことだが，その具体的な内容については次回以降に示されるのか。
松田係長	検討する内容をまとめ，早い時期に委員へ送付する。
南委員	平成21年4月1日に条例を公布し，審査会を設置することだが，この期間にアセスの動きが出た場合は新潟県条例で扱うのか。
松田係長	その通り。
南委員	特別配慮地域を設定する意図は何か。
松田係長	第1種事業，第2種事業というように事業の規模で分けて行うほか，通常地域，特別に配慮する地域というように地域で分けて規模要件を設定するということ。 なお，新潟県条例においては特別配慮地域制度が導入されていて，新潟市条例においても同様の制度を採用したいと考えており，新潟市にはどのような配慮すべき地域があるのかを検討していただくことになる。
南委員	新潟県条例とは内容的に違ったものとなる可能性はあるか。
松田係長	通常地域と特別配慮地域という枠組みという点では同様のものになると考えているが，配慮すべき地域を検討するにあたって違いが出てくる可能性はある。ただ，同様となることもありうる。
南委員	戦略的アセスの考え方については，新潟市条例の中に盛り込むと捉えているが，いかがか。
池田課長	新潟市としては，戦略的アセスの考え方を盛り込むまでにはいたらないと考えているが，それに代わるものとして現在の新潟県条例より進んだものを盛り込めないかと考えている。戦略的アセスについては，国の動向を観察しながら，もう少し事例を研究したい。

- 南委員 国より自治体の方が先行しているようだが。
- 池田課長 確かに導入した自治体もあるが、運用に苦慮していると聞いている。
- 田口委員 新潟市独自の内容はどのくらいあるのか。それらを集中的に検討すればいいと思うが。
- 池田課長 手続きの中でどこまでやるのかという部分もある。また、対象事業や規模要件をどのように設定するのかなどが検討の中心になるのではないか。
- 田口委員 タイミングとしては、国より後となるのか。
- 池田課長 国の方は、平成21年度に見直しが見込まれるが、新潟市はそれに前後する形になる。また、市条例は策定してそれで終わりということではなく、施行後の見直しについては流動的に考えていかなければならない。
- 千葉委員 この審査会は、どのような性格のものか。
- 池田課長 この審査会は、環境影響評価制度について技術審査会というものがあり、そこで技術指針を検討する。新潟県条例の審査会と同様のものとお考えいただきたい。
- < 閉会 >
関根補佐 次回の日程連絡と検討資料の送付を早期に実施する。
これで、第1回新潟市環境審議会環境影響評価検討部会を閉会する。